

2024年度派遣事業マージン率公開資料

【改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します】

1、労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	北九州市小倉北区中島1-1-1

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率(①-②)÷①
6	1	47,799	29,246	38.8%

* マージン率とは

派遣先より株東菱プラントサービスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率という。

* マージン率に含まれる費用←

社会保険料、他	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料、任意災害給付掛金などの事業主負担分	
有給休暇・特別休暇費用	有給休暇及び年末年始他特別休暇(社員平均年間10日)取得時費用	
賞与・退職金支給原資	賞与及び就業規則規定退職金引当原資費用	
会社運営経費	健康診断費用	一般健康診断・電離健康診断・生活習慣病予防健診費用
	就業管理費用	派遣社員の就業に関する「登録・教育訓練・派遣先折衝・事務管理」費用
	資格・教育費用	派遣社員のキャリアアップによる資格試験受験・講習会参加費用
	営業費用	営業スタッフによる活動費「通信費、交通費、交際費」等
	慶弔費用	就業規則規定の慶弔関係(災害見舞金・慶事・レクレーション経費他)
	事務所費用	事務所賃貸経費、通信費、光熱費、事務機器レンタル費用 事務用品購入経費
	災害保険 他	派遣社員の労災・通勤災害に関する任意保険加入費用 特別災害保証介護定期保険 特別積立金
販売管理費	営業・事務・役員等の人件費	

2、社規定126「労使協定書」に定める適用範囲及び「労使協定」の有効期間

- 適用範囲 : 会社における【派遣業務】に着任する社員(派遣社員という。)に対し適用する
- 有効期間 : 労使協定有効期間は2026年3月31日までとする

3、教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育 ・各種資格受験指導 ・講習会参加 ・コンプライアンス教育
- ・着任業務に関する導入教育 ・新人育成教育(現場サイトにて)

4、福利厚生に関する事項

- ・各種法定福利厚生(健康・介護・雇用・労災・厚生年金他)・通勤・慶弔・災害・自己啓発・通勤・任意労災による追加補償
- ・レクレーション会費支給・財産形成(特別災害保証介護定期保険)・特別管理積立金制度・互助会制度
- ・資格取得支援制度・住宅補助・保養所